

建設常任委員会関係

山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
(手数料の徴収)	(手数料の徴収)
<p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p>
(1)～(394) ー略ー	(1)～(394) ー略ー
<p>(395) 宅地建物 宅地建物 <u>33,000円</u> 取引業法（昭和 取引業免 27年法律第176 許申請手 号）第3条第1 数料 項の規定に基づ く宅地建物取引 業の免許の申請 に対する審査</p>	<p>(395) 宅地建物 宅地建物 <u>33,000円</u> 取引業法（昭和 取引業免 <u>（情報通</u> 27年法律第176 許申請手 <u>信技術を</u> 号）第3条第1 数料 <u>活用した</u> 項の規定に基づ <u>行政の推</u> く宅地建物取引 <u>進等に関</u> 業の免許の申請 <u>する法律</u> に対する審査 <u>第6条第</u> <u>1項の規</u> <u>定により</u> <u>同項に規</u> <u>定する電</u> <u>子情報処</u> <u>理組織を</u> <u>使用する</u> <u>方法（次号</u> <u>において</u> <u>「電子情</u> <u>報処理組</u> <u>織を使用</u> <u>する方法</u> <u>という。）</u> <u>により当</u> <u>該申請を</u> <u>行う場合</u> <u>にあって</u> <u>は、26,500</u> <u>円）</u></p>
<p>(396) 宅地建物 宅地建物 <u>33,000円</u> 取引業法第3条 取引業免 第3項の規定に 許更新申 基づく宅地建物 請手教科 取引業の免許の</p>	<p>(396) 宅地建物 宅地建物 <u>33,000円</u> 取引業法第3条 取引業免 <u>（電子情</u> 第3項の規定に 許更新申 <u>報処理組</u> 基づく宅地建物 請手教科 <u>織を使用</u> 取引業の免許の <u>する方法</u></p>

更新の申請に対
する審査

(397)～(473) 一略一
2 一略一

更新の申請に対
する審査

(397)～(473) 一略一
2 一略一

により当
該申請を
行う場合
にあつて
は、26,500
円)

山形県都市公園条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行			改 正 案		
別表第 2			別表第 2		
1 及び 2 一略一			1 及び 2 一略一		
3 第 5 条第 1 項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の使用料			3 第 5 条第 1 項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の使用料		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
第 5 条第 1 項第 1 号に掲げる行為	1 人 1 日につき	730円	第 5 条第 1 項第 1 号に掲げる行為	1 人 1 日につき	790円
第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる行為	1 平方メートル 1 日につき	70円	第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる行為	1 平方メートル 1 日につき	80円
第 5 条第 1 項第 3 号に掲げる行為	1 人 1 日につき	730円	第 5 条第 1 項第 3 号に掲げる行為	1 人 1 日につき	790円
第 5 条第 1 項第 4 号に掲げる行為	写真撮影	1 人 1 日につき	第 5 条第 1 項第 4 号に掲げる行為	写真撮影	1 人 1 日につき
	映画撮影	1 日につき		映画撮影	1 日につき
第 5 条第 1 項第 5 号に掲げる行為	第 6 条第 1 項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合	1 広告物 1 平方メートル 1 日につき	第 5 条第 1 項第 5 号に掲げる行為	第 6 条第 1 項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合	1 広告物 1 平方メートル 1 日につき
	別表第 1 の 2 に掲げる有料公園施設	1 広告物 1 平方メートル 1 年につき		別表第 1 の 2 に掲げる有料公園施設	1 広告物 1 平方メートル 1 年につき
		1,770円			1,920円
		52,460円の範囲内で知事が定める額			57,180円の範囲内で知事が定める額

	に常 時広 告物 を表 示す る場 合		
--	---------------------------------------	--	--

備考1及び2 ー略ー

別表第3

有料公園施設を使用する場合の使用料

1 主要施設使用料

使用時間の区分及び使用時間数を勘案して、次に掲げる施設の使用の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額の範囲内で知事が定める額

施設		区分	金額
悠 創 の 丘	展 示 展 示 研 修 施 設	入場料金を領収しない 場合	1室1 時間当 たり <u>190円</u>
		入場料金を領収する場 合	1室1 時間当 たり <u>750円</u>
	研 修 室		1時間 当たり <u>420円</u>
蔵 王 み は ら し の 丘 ミ ュ ー ジ ア ム	ス ケ ー ト パ ー ク	児童生徒等のみが使用 する場合	1日当 たり <u>10,290 円</u>
		上記以外の場合	1日当 たり <u>20,580 円</u>
	上 記	児童生徒等が使用する 場合	1人1 日当た

	に常 時広 告物 を表 示す る場 合		
--	---------------------------------------	--	--

備考1及び2 ー略ー

別表第3

有料公園施設を使用する場合の使用料

1 主要施設使用料

使用時間の区分及び使用時間数を勘案して、次に掲げる施設の使用の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額の範囲内で知事が定める額

施設		区分	金額
悠 創 の 丘	展 示 展 示 研 修 施 設	入場料金を領収しない 場合	1室1 時間当 たり <u>200円</u>
		入場料金を領収する場 合	1室1 時間当 たり <u>810円</u>
	研 修 室		1時間 当たり <u>450円</u>
蔵 王 み は ら し の 丘 ミ ュ ー ジ ア ム	ス ケ ー ト パ ー ク	児童生徒等のみが使用 する場合	1日当 たり <u>11,210 円</u>
		上記以外の場合	1日当 たり <u>22,420 円</u>
	上 記	児童生徒等が使用する 場合	1人1 日当た

パーク	以外の場合		り 130円
		上記以外の場合	1人1日当たり 260円
		全部を単独で使用する場合	1日当たり 4,110円
	グラウンド・ゴルフ場	上記以外の場合	1日当たり 8,220円
		児童生徒等のみが使用する場合	1人1日当たり 50円
	上記以外の場合	上記以外場合	1人1日当たり 100円
		多目的広場	児童生徒等のみが使用する場合 1日当たり 2,060円
	上記以外の場合	上記以外の場合	1日当たり 4,120円
		庄内空港緩衝緑地	オートキャンプ場 入場 児童生徒等（幼稚園の幼児及びこれに準ずる者を除く。） 210円
			児童生徒等以外の者 1人1回当たり 420円
		テント使用 1区画 1回当	

パーク	以外の場合		り 140円
		上記以外の場合	1人1日当たり 280円
		全部を単独で使用する場合	1日当たり 4,470円
	グラウンド・ゴルフ場	上記以外の場合	1日当たり 8,940円
		児童生徒等のみが使用する場合	1人1日当たり 60円
	上記以外の場合	上記以外場合	1人1日当たり 120円
		多目的広場	児童生徒等のみが使用する場合 1日当たり 2,240円
	上記以外の場合	上記以外の場合	1日当たり 4,480円
		庄内空港緩衝緑地	オートキャンプ場 入場 児童生徒等（幼稚園の幼児及びこれに準ずる者を除く。） 220円
			児童生徒等以外の者 1人1回当たり 440円
		テント使用 1区画 1回当	

		イトの使用			たり 1,150 円
			宿泊を伴う使用		1区画 1泊当たり 3,250 円
	テニスコート	児童生徒等のみが使用する場合			1面1時間当たり 270円
		上記以外の場合			1面1時間当たり 540円
	多目的広場	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 270円
		上記以外の場合			1時間当たり 540円
	アーチェリー場	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 1,340 円
			上記以外の場合		1時間当たり 2,680 円
		上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合		1人1回当たり 210円
	上記以外の場合		1人1回当たり 420円		
最上中	屋内多目的施設	全部を単独で	アマチュア	入場料金を領	児童生徒等の 1時間当たり

		イトの使用			たり 1,250 円
			宿泊を伴う使用		1区画 1泊当たり 3,540 円
	テニスコート	児童生徒等のみが使用する場合			1面1時間当たり 290円
		上記以外の場合			1面1時間当たり 580円
	多目的広場	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 290円
		上記以外の場合			1時間当たり 580円
	アーチェリー場	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 1,460 円
			上記以外の場合		1時間当たり 2,920 円
		上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合		1人1回当たり 220円
	上記以外の場合		1人1回当たり 440円		
最上中	屋内多目的施設	全部を単独で	アマチュア	入場料金を領	児童生徒等の 1時間当たり

央 公 園	使用 する 場合	ポ ー ツ に 使 用 す る 場 合	収 し な い 場 合	み が 使 用 す る 場 合	910円	
			入 場 料 金 を 領 収 す る 場 合	上 記 以 外 の 場 合	1 時 間 当 た り	1,820 円
				上 記 以 外 の 場 合	1 時 間 当 た り	1,800 円
		ア マ チュ ア ス ポ ー ツ 以 外 の 用 途 に 使 用 す る 場 合	入 場 料 金 を 領 収 し な い 場 合	1 時 間 当 た り	9,020 円	
			入 場 料 金 を 領 収 す る 場 合	1 時 間 当 た り	36,100 円	
		半 面 を 単 独 で 使 用 す る 場 合	児 童 生 徒 等 の み が 使 用 す る 場 合	1 時 間 当 た り	450円	
			上 記 以 外 の 場 合	1 時 間 当 た り	900円	
		最	展	企	入 場 料 金 を 領 収 し な い	1 時 間

央 公 園	使用 する 場合	ポ ー ツ に 使 用 す る 場 合	収 し な い 場 合	み が 使 用 す る 場 合	990円	
			入 場 料 金 を 領 収 す る 場 合	上 記 以 外 の 場 合	1 時 間 当 た り	1,980 円
				上 記 以 外 の 場 合	1 時 間 当 た り	1,960 円
		ア マ チュ ア ス ポ ー ツ 以 外 の 用 途 に 使 用 す る 場 合	入 場 料 金 を 領 収 し な い 場 合	1 時 間 当 た り	9,830 円	
			入 場 料 金 を 領 収 す る 場 合	1 時 間 当 た り	39,340 円	
		半 面 を 単 独 で 使 用 す る 場 合	児 童 生 徒 等 の み が 使 用 す る 場 合	1 時 間 当 た り	490円	
			上 記 以 外 の 場 合	1 時 間 当 た り	980円	
		最	展	企	入 場 料 金 を 領 収 し な い	1 時 間

上川ふるさと総合公園	示 研 修 施 設	画 展 示 室	場合		当たり	120円	
			入場料金を領収する場合		1時間 当たり	500円	
		研 修 室			1時間 当たり	690円	
	スケ ー ト パ ー ク	全部 を 単 独 で 使 用 す る 場 合	児童生徒等のみ が使用する場合		1日当 たり	19,940 円	
上記以外の場合			1日当 たり	39,880 円			
上記 以 外 の 場 合		児童生徒等が使 用する場合		1人1 日当 たり	270円		
		上記以外の場合		1人1 日当 たり	540円		
山 形 県 総 合 運 動 公 園	陸上競 技場	全部 を 単 独 で 使 用 す る 場 合	アマ チュ ア ス ポ ー ツ に 使 用 す る 場 合	入場 料 金 を 領 収 し な い 場 合	児童 生 徒 等 の み が 使 用 す る 場 合	1時間 当 たり	1,040 円
					上記 以 外 の 場 合	1時間 当 たり	2,080 円
			入場	児童	1時間		

上川ふるさと総合公園	示 研 修 施 設	画 展 示 室	場合		当たり	130円	
			入場料金を領収する場合		1時間 当たり	540円	
		研 修 室			1時間 当たり	750円	
	スケ ー ト パ ー ク	全部 を 単 独 で 使 用 す る 場 合	児童生徒等のみ が使用する場合		1日当 たり	21,730 円	
上記以外の場合			1日当 たり	43,460 円			
上記 以 外 の 場 合		児童生徒等が使 用する場合		1人1 日当 たり	290円		
		上記以外の場合		1人1 日当 たり	580円		
山 形 県 総 合 運 動 公 園	陸上競 技場	全部 を 単 独 で 使 用 す る 場 合	アマ チュ ア ス ポ ー ツ に 使 用 す る 場 合	入場 料 金 を 領 収 し な い 場 合	児童 生 徒 等 の み が 使 用 す る 場 合	1時間 当 たり	1,130 円
					上記 以 外 の 場 合	1時間 当 たり	2,260 円
			入場	児童	1時間		

	料金を領収する場合	生徒等のみが使用する場合	当たり 2,080 円
		上記以外の場合	1時間 当たり 4,160 円
アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合		1時間 当たり 10,390 円
	入場料金を領収する場合		1日当 たり最 高入場 料金の 250人 分に相 当する 額（そ の額が 41,550 円に使 用時間 数を乗 じて得 た額に 満たな い場合 は、1 時間当 たり 41,550 円)
上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合		1人1 時間当 たり 50円
	上記以外の場合		1人1

	料金を領収する場合	生徒等のみが使用する場合	当たり 2,260 円
		上記以外の場合	1時間 当たり 4,520 円
アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合		1時間 当たり 11,320 円
	入場料金を領収する場合		1日当 たり最 高入場 料金の 250人 分に相 当する 額（そ の額が 45,280 円に使 用時間 数を乗 じて得 た額に 満たな い場合 は、1 時間当 たり 45,280 円)
上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合		1人1 時間当 たり 60円
	上記以外の場合		1人1

				時間当 たり			
				100円			
サブグ ラウン ド	全部 を単 独で 使用 する 場合	児童生徒等のみ が使用する場合		1時間 当たり	490円		
		上記以外の場合		1時間 当たり	980円		
	上記 以外 の場 合	児童生徒等が使 用する場合		1人1 時間当 たり	50円		
		上記以外の場合		1人1 時間当 たり	100円		
総合 体育館	ア リ ー ナ	全部 を単 独で 使用 する 場合	アマ チュ アス ポー ツに 使用 する 場合	入場 料金 を領 収し ない 場合	児童 生徒 等のみ が使用 する 場合	1時間 当たり	1,210 円
					上記 以外 の場 合	1時間 当たり	2,420 円
				入場 料金 を領 収す る場 合	児童 生徒 等のみ が使用 する 場合	1時間 当たり	2,440 円
					上記 以外 の場	1時間 当たり	

				時間当 たり			
				120円			
サブグ ラウン ド	全部 を単 独で 使用 する 場合	児童生徒等のみ が使用する場合		1時間 当たり	530円		
		上記以外の場合		1時間 当たり	1,060 円		
	上記 以外 の場 合	児童生徒等が使 用する場合		1人1 時間当 たり	60円		
		上記以外の場合		1人1 時間当 たり	120円		
総合 体育館	ア リ ー ナ	全部 を単 独で 使用 する 場合	アマ チュ アス ポー ツに 使用 する 場合	入場 料金 を領 収し ない 場合	児童 生徒 等のみ が使用 する 場合	1時間 当たり	1,310 円
					上記 以外 の場 合	1時間 当たり	2,620 円
				入場 料金 を領 収す る場 合	児童 生徒 等のみ が使用 する 場合	1時間 当たり	2,650 円
					上記 以外 の場	1時間 当たり	

				合	4,880 円
	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合	1時間 当たり		12,170 円
		入場料金を領収する場合	1時間 当たり		48,690 円
半面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間 当たり		610円
	上記以外の場合		1時間 当たり		1,220 円
4分の1面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間 当たり		310円
	上記以外の場合		1時間 当たり		620円
上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合		1人1 時間 当たり		30円
	上記以外の場合		1人1 時間 当たり		60円
サブア	全部を単独で	アマチュアスポーツの入場料金を児童生徒等の	1時間 当たり		460円

				合	5,300 円
	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合	1時間 当たり		13,260 円
		入場料金を領収する場合	1時間 当たり		53,070 円
半面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間 当たり		660円
	上記以外の場合		1時間 当たり		1,320 円
4分の1面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間 当たり		330円
	上記以外の場合		1時間 当たり		660円
上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合		1人1 時間 当たり		40円
	上記以外の場合		1人1 時間 当たり		80円
サブア	全部を単独で	アマチュアスポーツの入場料金を児童生徒等の	1時間 当たり		500円

リ ー ナ	使用 する 場合	ポー ツに 使用 する 場合	収し ない 場合	みが 使用 する 場合	1時間 当 たり <u>920円</u>
			入 場 料 金 を 領 収 す る 場 合	児童 生徒 等 の み が 使 用 す る 場 合	1時間 当 たり <u>930円</u>
				上記 以 外 の 場 合	1時間 当 たり <u>1,860円</u>
		アマ チュ アス ポー ツ以 外 の 用 途 に 使 用 す る 場 合	入 場 料 金 を 領 収 し な い 場 合	1時間 当 たり <u>4,620円</u>	
			入 場 料 金 を 領 収 す る 場 合	1時間 当 たり <u>18,470円</u>	
		半 面 を 単 独 で 使 用 す る 場 合	児 童 生 徒 等 の み が 使 用 す る 場 合	1時間 当 たり <u>230円</u>	
	上 記 以 外 の 場 合		1時間 当 たり <u>460円</u>		
	4分	児 童 生 徒 等 の み	1時間		

リ ー ナ	使用 する 場合	ポー ツに 使用 する 場合	収し ない 場合	みが 使用 する 場合	1時間 当 たり <u>1,000円</u>
			入 場 料 金 を 領 収 す る 場 合	児童 生徒 等 の み が 使 用 す る 場 合	1時間 当 たり <u>1,010円</u>
				上記 以 外 の 場 合	1時間 当 たり <u>2,020円</u>
		アマ チュ アス ポー ツ以 外 の 用 途 に 使 用 す る 場 合	入 場 料 金 を 領 収 し な い 場 合	1時間 当 たり <u>5,030円</u>	
			入 場 料 金 を 領 収 す る 場 合	1時間 当 たり <u>20,130円</u>	
		半 面 を 単 独 で 使 用 す る 場 合	児 童 生 徒 等 の み が 使 用 す る 場 合	1時間 当 たり <u>250円</u>	
	上 記 以 外 の 場 合		1時間 当 たり <u>500円</u>		
	4分	児 童 生 徒 等 の み	1時間		

	の1面を単独で使用する場合	が使用する場合		当たり	<u>110円</u>	
		上記以外の場合		1時間当たり		
					<u>220円</u>	
	上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合		1人1時間当たり	<u>30円</u>	
		上記以外の場合		1人1時間当たり	<u>60円</u>	
柔道場	全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	<u>460円</u>
				上記以外の場合	1時間当たり	<u>920円</u>
		アマチュア	入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	<u>930円</u>
				上記以外の場合	1時間当たり	<u>1,860円</u>
	アマチュア	入場料金を領収しない	1時間当たり			

	の1面を単独で使用する場合	が使用する場合		当たり	<u>120円</u>	
		上記以外の場合		1時間当たり		
					<u>240円</u>	
	上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合		1人1時間当たり	<u>40円</u>	
		上記以外の場合		1人1時間当たり	<u>80円</u>	
柔道場	全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	<u>500円</u>
				上記以外の場合	1時間当たり	<u>1,000円</u>
		アマチュア	入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	<u>1,010円</u>
				上記以外の場合	1時間当たり	<u>2,020円</u>
	アマチュア	入場料金を領収しない	1時間当たり			

		アス ポー ツ以 外の 用途 に使 用す る場 合	場 合		4,620 円	
			入場料金を 領収する場 合	1時間 当たり	18,470 円	
	半面 を単 独で 使用 する 場合	児童生徒等のみ が使用する場合		1時間 当たり	230円	
		上記以外の場合		1時間 当たり	460円	
	上記 以外 の場 合	児童生徒等が使 用する場合		1人1 時間当 たり	20円	
		上記以外の場合		1人1 時間当 たり	40円	
剣 道 場	全部 を単 独で 使用 する 場合	アマ チュ アス ポー ツに 使用 する 場合	入場 料金を 領収し ない場 合	児童 生徒 等のみ が使用 する場 合	1時間 当たり	460円
				上記 以外 の場 合	1時間 当たり	920円
			入場 料金を 領収す る場 合	児童 生徒 等のみ が使用 する場 合	1時間 当たり	930円

		アス ポー ツ以 外の 用途 に使 用す る場 合	場 合		5,030 円	
			入場料金を 領収する場 合	1時間 当たり	20,130 円	
	半面 を単 独で 使用 する 場合	児童生徒等のみ が使用する場合		1時間 当たり	250円	
		上記以外の場合		1時間 当たり	500円	
	上記 以外 の場 合	児童生徒等が使 用する場合		1人1 時間当 たり	30円	
		上記以外の場合		1人1 時間当 たり	60円	
剣 道 場	全部 を単 独で 使用 する 場合	アマ チュ アス ポー ツに 使用 する 場合	入場 料金を 領収し ない場 合	児童 生徒 等のみ が使用 する場 合	1時間 当たり	500円
				上記 以外 の場 合	1時間 当たり	1,000 円
			入場 料金を 領収す る場 合	児童 生徒 等のみ が使用 する場 合	1時間 当たり	1,010 円

		合	する 場合	
			上記 以外 の場 合	1時間 当たり 1,860 円
	アマ チュ アス ポー ツ以 外の 用途 に使 用す る場 合	入場料金を 領収しない 場合		1時間 当たり 4,620 円
		入場料金を 領収する場 合		1時間 当たり 18,470 円
半面 を単 独で 使用 する 場合	児童生徒等のみ が使用する場合			1時間 当たり 230円
	上記以外の場合			1時間 当たり 460円
上記 以外 の場 合	児童生徒等が使 用する場合			1人1 時間当 たり 20円
	上記以外の場合			1人1 時間当 たり 40円
屋内 プー ール	全部 を単 独で 使用 する 場合	児童生徒等のみ が使用する場合		1時間 当たり 2,020 円
	上記以外の場合			1時間 当たり

		合	する 場合	
			上記 以外 の場 合	1時間 当たり 2,020 円
	アマ チュ アス ポー ツ以 外の 用途 に使 用す る場 合	入場料金を 領収しない 場合		1時間 当たり 5,030 円
		入場料金を 領収する場 合		1時間 当たり 20,130 円
半面 を単 独で 使用 する 場合	児童生徒等のみ が使用する場合			1時間 当たり 250円
	上記以外の場合			1時間 当たり 500円
上記 以外 の場 合	児童生徒等が使 用する場合			1人1 時間当 たり 30円
	上記以外の場合			1人1 時間当 たり 60円
屋内 プー ール	全部 を単 独で 使用 する 場合	児童生徒等のみ が使用する場合		1時間 当たり 2,200 円
	上記以外の場合			1時間 当たり

			4,040 円
半面 を単 独で 使用 する 場合	児童生徒等のみ が使用する場合	1時間 当たり	1,010 円
		上記以外の場合	1時間 当たり 2,020 円
上記 以外 の場 合	児童生徒等が使用 する場合	1人1 回当た り	140円
		上記以外の場合	1人1 回当た り 280円
テニス コート	児童生徒等のみが使用 する場合	1面1 時間当 たり	270円
		上記以外の場合	1面1 時間当 たり 540円
屋 外 プ ー ル	レ ク リ エ ー シ ョ ン プ ー ル	児童生徒等が使用する 場合	1人1 回当た り 420円
		上記以外の場合	1人1 回当た り 840円
50 メ ー ト ル	全部 を単 独で 使用 する	児童生徒等のみ が使用する場合	1時間 当たり 1,840 円

			4,400 円
半面 を単 独で 使用 する 場合	児童生徒等のみ が使用する場合	1時間 当たり	1,100 円
		上記以外の場合	1時間 当たり 2,200 円
上記 以外 の場 合	児童生徒等が使用 する場合	1人1 回当た り	150円
		上記以外の場合	1人1 回当た り 300円
テニス コート	児童生徒等のみが使用 する場合	1面1 時間当 たり	290円
		上記以外の場合	1面1 時間当 たり 580円
屋 外 プ ー ル	レ ク リ エ ー シ ョ ン プ ー ル	児童生徒等が使用する 場合	1人1 回当た り 450円
		上記以外の場合	1人1 回当た り 900円
50 メ ー ト ル	全部 を単 独で 使用 する	児童生徒等のみ が使用する場合	1時間 当たり 2,000 円

	プ ール	場合	上記以外の場合	1時間 当たり 3,680 円
		上 記 以 外 の 場 合	児童生徒等が使用する場合	1人1 回当 たり 100円
			上記以外の場合	1人1 回当 たり 200円
サ ッ カ 一 場		児童生徒等のみが使用する場合	1時間 当たり 530円	
		上記以外の場合	1時間 当たり 1,060 円	
ラ グ ビ 一 場		児童生徒等のみが使用する場合	1時間 当たり 530円	
		上記以外の場合	1時間 当たり 1,060 円	
野 球 場		児童生徒等のみが使用する場合	1時間 当たり 530円	
		上記以外の場合	1時間 当たり 1,060 円	
運 動 広 場	全 部 を 使 用 す る 場 合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間 当たり 380円	
		上記以外の場合	1時間 当たり 760円	
		半面	児童生徒等のみ	1時間

	プ ール	場合	上記以外の場合	1時間 当たり 4,000 円
		上 記 以 外 の 場 合	児童生徒等が使用する場合	1人1 回当 たり 110円
			上記以外の場合	1人1 回当 たり 220円
サ ッ カ 一 場		児童生徒等のみが使用する場合	1時間 当たり 570円	
		上記以外の場合	1時間 当たり 1,140 円	
ラ グ ビ 一 場		児童生徒等のみが使用する場合	1時間 当たり 570円	
		上記以外の場合	1時間 当たり 1,140 円	
野 球 場		児童生徒等のみが使用する場合	1時間 当たり 570円	
		上記以外の場合	1時間 当たり 1,140 円	
運 動 広 場	全 部 を 使 用 す る 場 合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間 当たり 410円	
		上記以外の場合	1時間 当たり 820円	
		半面	児童生徒等のみ	1時間

	を使用する場合	が使用する場合	当たり	190円
		上記以外の場合	1時間 当たり	380円
第2運動広場	全部を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間 当たり	520円
		上記以外の場合	1時間 当たり	1,040円
	半面を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間 当たり	270円
		上記以外の場合	1時間 当たり	540円
第3運動広場	広場1	児童生徒等のみが使用する場合	1時間 当たり	530円
		上記以外の場合	1時間 当たり	1,060円
	広場2	児童生徒等のみが使用する場合	1時間 当たり	530円
		上記以外の場合	1時間 当たり	1,060円
屋内多目的コート	全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用 入場料金を領収しない場合 児童生徒等のみが使用する	1時間 当たり	1,930円

	を使用する場合	が使用する場合	当たり	200円
		上記以外の場合	1時間 当たり	400円
第2運動広場	全部を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間 当たり	560円
		上記以外の場合	1時間 当たり	1,120円
	半面を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間 当たり	290円
		上記以外の場合	1時間 当たり	580円
第3運動広場	広場1	児童生徒等のみが使用する場合	1時間 当たり	570円
		上記以外の場合	1時間 当たり	1,140円
	広場2	児童生徒等のみが使用する場合	1時間 当たり	570円
		上記以外の場合	1時間 当たり	1,140円
屋内多目的コート	全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用 入場料金を領収しない場合 児童生徒等のみが使用する	1時間 当たり	2,100円

	する 場合	場合	1時間 当たり	
		上記 以外 の場 合		3,860 円
		入場 料金 を領 収す る場 合	児童 生徒 等のみが 使用する 場合	1時間 当たり
		上記 以外 の場 合	1時間 当たり	7,720 円
	アマ チュ アス ポー ツ以 外の 用途 に使 用す る場 合	入場料金を 領収しない 場合	1時間 当たり	19,310 円
	入場料金を 領収する場 合	1時間 当たり	77,220 円	
4分 の3 面を 単独 で使 用す る場 合	児童生徒等のみ が使用する場合	1時間 当たり	1,450 円	
	上記以外の場合	1時間 当たり	2,900 円	
3分 の2 面を	児童生徒等のみ が使用する場合	1時間 当たり	1,280	

	する 場合	場合	1時間 当たり	
		上記 以外 の場 合		4,200 円
		入場 料金 を領 収す る場 合	児童 生徒 等のみが 使用する 場合	1時間 当たり
		上記 以外 の場 合	1時間 当たり	8,400 円
	アマ チュ アス ポー ツ以 外の 用途 に使 用す る場 合	入場料金を 領収しない 場合	1時間 当たり	21,040 円
	入場料金を 領収する場 合	1時間 当たり	84,160 円	
4分 の3 面を 単独 で使 用す る場 合	児童生徒等のみ が使用する場合	1時間 当たり	1,580 円	
	上記以外の場合	1時間 当たり	3,160 円	
3分 の2 面を	児童生徒等のみ が使用する場合	1時間 当たり	1,390	

単 独 で 使 用 す る 場 合	上記以外の場合	1時間 当たり 2,560 円
	児童生徒等のみ が使用する場合	1時間 当たり 970円
半 面 を 単 独 で 使 用 す る 場 合	上記以外の場合	1時間 当たり 1,940 円
	児童生徒等のみ が使用する場合	1時間 当たり 640円
3分 の 1 面 を 単 独 で 使 用 す る 場 合	上記以外の場合	1時間 当たり 1,280 円
	児童生徒等のみ が使用する場合	1時間 当たり 480円
4分 の 1 面 を 単 独 で 使 用 す る 場 合	上記以外の場合	1時間 当たり 960円
	児童生徒等が使 用する場合	1人1 時間当 たり 40円
上 記 以 外 の 場 合	上記以外の場合	1人1 時間当 たり

単 独 で 使 用 す る 場 合	上記以外の場合	1時間 当たり 2,780 円
	児童生徒等のみ が使用する場合	1時間 当たり 1,050 円
半 面 を 単 独 で 使 用 す る 場 合	上記以外の場合	1時間 当たり 2,100 円
	児童生徒等のみ が使用する場合	1時間 当たり 690円
3分 の 1 面 を 単 独 で 使 用 す る 場 合	上記以外の場合	1時間 当たり 1,380 円
	児童生徒等のみ が使用する場合	1時間 当たり 520円
4分 の 1 面 を 単 独 で 使 用 す る 場 合	上記以外の場合	1時間 当たり 1,040 円
	児童生徒等が使 用する場合	1人1 時間当 たり 50円
上 記 以 外 の 場 合	上記以外の場合	1人1 時間当 たり

中山公園	野球場	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり <u>1,090</u> 円	80円	
				上記以外の場合	1時間当たり <u>2,180</u> 円		
				入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり <u>2,170</u> 円	
				上記以外の場合	1時間当たり <u>4,340</u> 円		
	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合 (職業野球に使用する場合を除く。)	入場料金を領収しない場合	1時間当たり <u>2,400</u> 円から <u>5,670</u> 円まで		1時間当たり <u>2,400</u> 円から <u>5,670</u> 円まで		
			入場料金を領収する場合	1時間当たり <u>9,600</u> 円から <u>22,660</u> 円まで		1時間当たり <u>9,600</u> 円から <u>22,660</u> 円まで	
	職業野球に使用する	入場料金を領収しない場合	1日当たり <u>146,900</u> 円		1日当たり <u>146,900</u> 円		

中山公園	野球場	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり <u>1,180</u> 円	100円	
				上記以外の場合	1時間当たり <u>2,360</u> 円		
				入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり <u>2,360</u> 円	
				上記以外の場合	1時間当たり <u>4,720</u> 円		
	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合 (職業野球に使用する場合を除く。)	入場料金を領収しない場合	1時間当たり <u>2,610</u> 円から <u>6,180</u> 円まで		1時間当たり <u>2,610</u> 円から <u>6,180</u> 円まで		
			入場料金を領収する場合	1時間当たり <u>10,460</u> 円から <u>24,690</u> 円まで		1時間当たり <u>10,460</u> 円から <u>24,690</u> 円まで	
	職業野球に使用する	入場料金を領収しない場合	1日当たり <u>160,120</u> 円		1日当たり <u>160,120</u> 円		

		る場合			
			入場料金を領収する場合	1日当たり最高入場料金の400人分に相当する額(その額が <u>445,940円</u> に満たない場合は、 <u>445,940円</u>)	
第2野球場	アマチュアスポーツに使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり <u>450円</u>	
		上記以外の場合		1時間当たり <u>900円</u>	
	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合		1時間当たり <u>1,190円</u> から <u>2,820円</u> まで		
運動広場	アマチュアスポーツに使用する場合	全部	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり <u>360円</u>	
			上記以外の場合	1時間当たり <u>720円</u>	
	半面	児童生徒等	1時間		

		る場合			
			入場料金を領収する場合	1日当たり最高入場料金の400人分に相当する額(その額が <u>486,070円</u> に満たない場合は、 <u>486,070円</u>)	
第2野球場	アマチュアスポーツに使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり <u>490円</u>	
		上記以外の場合		1時間当たり <u>980円</u>	
	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合		1時間当たり <u>1,290円</u> から <u>3,070円</u> まで		
運動広場	アマチュアスポーツに使用する場合	全部	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり <u>390円</u>	
			上記以外の場合	1時間当たり <u>780円</u>	
	半面	児童生徒等	1時間		

			を使用する場合	のみが使用する場合	当たり 170円
				上記以外の場合	1時間 当たり 340円
		アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合			1時間 当たり 730円 から 2,090 円まで
弓張平公園	オートキャンプ場	入場	児童生徒等（幼稚園の幼児及びこれに準ずる者を除く。）		1人1 回当たり 270円
			児童生徒等以外の者		1人1 回当たり 540円
	テントサイトの使用	駐車場を併設するもの使用	宿泊を伴わない使用		1区画 1回 当たり 2,100 円
			宿泊を伴う使用		1区画 1泊当 たり 4,200 円
		駐車場を併設しないもの使用	宿泊を伴わない使用		1区画 1回当 たり 1,570 円
			宿泊を伴う使用		1区画 1泊当 たり 3,150 円
	コテージ	宿泊を伴わない使用		1棟1 回当た	

			を使用する場合	のみが使用する場合	当たり 180円
				上記以外の場合	1時間 当たり 360円
		アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合			1時間 当たり 790円 から 2,270 円まで
弓張平公園	オートキャンプ場	入場	児童生徒等（幼稚園の幼児及びこれに準ずる者を除く。）		1人1 回当たり 290円
			児童生徒等以外の者		1人1 回当たり 580円
	テントサイトの使用	駐車場を併設するもの使用	宿泊を伴わない使用		1区画 1回当 たり 2,280 円
			宿泊を伴う使用		1区画 1泊当 たり 4,570 円
		駐車場を併設しないもの使用	宿泊を伴わない使用		1区画 1回当 たり 1,710 円
			宿泊を伴う使用		1区画 1泊当 たり 3,430 円
	コテージ	宿泊を伴わない使用		1棟1 回当た	

	の使用		り 5,250 円
		宿泊を伴う使用	1棟1泊当たり 10,490 円
テニスコート	児童生徒等のみが使用する場合		1面1時間当たり 240円
	上記以外の場合		1面1時間当たり 480円
陸上競技場	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 490円
		上記以外の場合	1時間当たり 980円
	上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合	1人1時間当たり 50円
上記以外の場合		1人1時間当たり 100円	
野球場	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 310円
	上記以外の場合		1時間当たり 620円
運動広場	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 240円

	の使用		り 5,720 円
		宿泊を伴う使用	1棟1泊当たり 11,430 円
テニスコート	児童生徒等のみが使用する場合		1面1時間当たり 260円
	上記以外の場合		1面1時間当たり 520円
陸上競技場	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 530円
		上記以外の場合	1時間当たり 1,060 円
	上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合	1人1時間当たり 60円
上記以外の場合		1人1時間当たり 120円	
野球場	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 330円
	上記以外の場合		1時間当たり 660円
運動広場	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 260円

		上記以外の場合	1時間 当たり <u>480円</u>
	パター ゴルフ 場	児童生徒等が使用する 場合	1人1 回当た り <u>270円</u>
		上記以外の場合	1人1 回当た り <u>540円</u>
体 育 館	ア リ ー ナ	全部 を単 独で 使用 する 場合	児童生徒等のみ が使用する場合 <u>250円</u>
		上記以外の場合	1時間 当たり <u>500円</u>
	半面 を単 独で 使用 する 場合	児童生徒等のみ が使用する場合	1時間 当たり <u>120円</u>
		上記以外の場合	1時間 当たり <u>240円</u>
	上記 以外 の場 合	児童生徒等が使用 する場合	1人1 時間当 たり <u>30円</u>
上記以外の場合		1人1 時間当 たり <u>60円</u>	
軽 運 動 室	全部 を単 独で 使用 する 場合	児童生徒等のみ が使用する場合	1時間 当たり <u>250円</u>
		上記以外の場合	1時間

		上記以外の場合	1時間 当たり <u>520円</u>
	パター ゴルフ 場	児童生徒等が使用する 場合	1人1 回当た り <u>290円</u>
		上記以外の場合	1人1 回当た り <u>580円</u>
体 育 館	ア リ ー ナ	全部 を単 独で 使用 する 場合	児童生徒等のみ が使用する場合 <u>270円</u>
		上記以外の場合	1時間 当たり <u>540円</u>
	半面 を単 独で 使用 する 場合	児童生徒等のみ が使用する場合	1時間 当たり <u>130円</u>
		上記以外の場合	1時間 当たり <u>260円</u>
	上記 以外 の場 合	児童生徒等が使用 する場合	1人1 時間当 たり <u>40円</u>
上記以外の場合		1人1 時間当 たり <u>80円</u>	
軽 運 動 室	全部 を単 独で 使用 する 場合	児童生徒等のみ が使用する場合	1時間 当たり <u>270円</u>
		上記以外の場合	1時間

				当たり 500円
		上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合	1人1時間当たり 30円
			上記以外の場合	1人1時間当たり 60円
屋根付広場	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 250円
			上記以外の場合	1時間当たり 500円
	上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合		1人1時間当たり 30円
			上記以外の場合	1人1時間当たり 60円

2 附属施設及び器具使用料

次に掲げる附属施設又は器具の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額の範囲内で知事が定める額

区分	単位	金額		
		アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	
庄内	オー	温水シャ	1回に	100円

				当たり 540円
		上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合	1人1時間当たり 40円
			上記以外の場合	1人1時間当たり 80円
屋根付広場	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 270円
			上記以外の場合	1時間当たり 540円
	上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合		1人1時間当たり 40円
			上記以外の場合	1人1時間当たり 80円

2 附属施設及び器具使用料

次に掲げる附属施設又は器具の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額の範囲内で知事が定める額

区分	単位	金額		
		アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	
庄内	オー	温水シャ	1回に	110円

空港 緩衝 緑地	トキ ヤン プ場	ワー	つき		
		洗濯機	1 回に つき		100円
		衣類乾燥 機	1 回に つき		100円
	テニ スコ ート	温水シャ ワー	1 回に つき		100円
会議室		1 時間 につき		320円	
最上 中央 公園	屋内 多目 的施 設	会議室	1 時間 につき	210円	420円
		放送設備	1 時間 につき	50円	100円
		運動用具	1 競技 一式 1 時間 につき	100円	
山形 県総 合運 動公 園	陸上 競技 場	トレーニ ング室	1 人 1 時間 につき	100円	
		雨天走路	1 人 1 時間 につき	90円	
		会議室	1 室 1 時間 につき		520円
		温水シャ ワー	1 回に つき		110円
		放送設備	1 時間 につき	430円	860円
		運動用具 (陸上競 技用具を 除く。)	1 競技 一式 1 時間 につき	100円	
		陸上競技 用具	1 品 1 時間 につき	20円	
			一式 1 時間 につき	1,850 円	
		夜間照明 施設	1 時間 につき	32,00 0円	160,0 10円
		電光 掲示	入場 料金	1 時間 につき	5,970 円

空港 緩衝 緑地	トキ ヤン プ場	ワー	つき		
		洗濯機	1 回に つき		110円
		衣類乾燥 機	1 回に つき		110円
	テニ スコ ート	温水シャ ワー	1 回に つき		110円
会議室		1 時間 につき		340円	
最上 中央 公園	屋内 多目 的施 設	会議室	1 時間 につき	220円	450円
		放送設備	1 時間 につき	60円	110円
		運動用具	1 競技 一式 1 時間 につき		110円
山形 県総 合運 動公 園	陸上 競技 場	トレーニ ング室	1 人 1 時間 につき	120円	
		雨天走路	1 人 1 時間 につき	100円	
		会議室	1 室 1 時間 につき		560円
		温水シャ ワー	1 回に つき		120円
		放送設備	1 時間 につき	460円	930円
		運動用具 (陸上競 技用具を 除く。)	1 競技 一式 1 時間 につき	110円	
		陸上競技 用具	1 品 1 時間 につき	30円	
			一式 1 時間 につき	2,010 円	
		夜間照明 施設	1 時間 につき	34,88 0円	174,4 10円
		電光 掲示	入場 料金	1 時間 につき	6,500 円

	板	を領収しない場合		
		入場料金を領収する場合	9,910円	17,780円
サブグラウンド	運動用具（陸上競技用具を除く。）	1 競技一式 1 時間につき	100円	
	陸上競技用具	1 品 1 時間につき	20円	
		一式 1 時間につき	1,500円	
総合体育館	トレーニング室	1 人 1 時間につき	100円	
	体力測定室	1 人 1 回につき	110円	
	合宿所	1 人 1 泊につき	1,140円	
	浴室	1 人 1 回につき	110円	
	温水シャワー	1 回につき	110円	
	洗濯機	1 回につき	100円	
	衣類乾燥機	1 回につき	100円	
	会議室	1 室 1 時間につき	650円	
	展示ロビー	1 時間につき		140円

	板	を領収しない場合		
		入場料金を領収する場合	10,800円	19,380円
サブグラウンド	運動用具（陸上競技用具を除く。）	1 競技一式 1 時間につき	110円	
	陸上競技用具	1 品 1 時間につき	30円	
		一式 1 時間につき	1,630円	
総合体育館	トレーニング室	1 人 1 時間につき	120円	
	体力測定室	1 人 1 回につき	120円	
	合宿所	1 人 1 泊につき	1,240円	
	浴室	1 人 1 回につき	120円	
	温水シャワー	1 回につき	120円	
	洗濯機	1 回につき	110円	
	衣類乾燥機	1 回につき	110円	
	会議室	1 室 1 時間につき	700円	
	展示ロビー	1 時間につき		150円

	収しない場合			
	入場料金を領収する場合			590円
ホワイエ	入場料金を領収しない場合	1時間につき		390円
	入場料金を領収する場合			1,550円
舞台音響設備		1時間につき	1,030円	2,060円
放送設備		1時間につき	430円	860円
得点表示板		1時間につき	270円	
運動用具 (体操競技用具を除く。)		1競技一式 1時間につき	280円	
体操競技用具		1種目一式 1時間につき	280円	
		全種目一式 1時間につき	850円	
その他の備品		1品 1時間につき	650円	1,300円
テニスコ	温水シャワー	1回につき		100円

	収しない場合			
	入場料金を領収する場合			640円
ホワイエ	入場料金を領収しない場合	1時間につき		420円
	入場料金を領収する場合			1,680円
舞台音響設備		1時間につき	1,120円	2,240円
放送設備		1時間につき	460円	930円
得点表示板		1時間につき	290円	
運動用具 (体操競技用具を除く。)		1競技一式 1時間につき	300円	
体操競技用具		1種目一式 1時間につき	300円	
		全種目一式 1時間につき	920円	
その他の備品		1品 1時間につき	700円	1,410円
テニスコ	温水シャワー	1回につき		110円

	一ト	会議室	1室 1時間 につき	640円	
		放送設備	1時間 につき	70円	
		夜間照明 施設	テニスコート 1面の 照明 1時間 につき	750円	
	屋外 プー ル	会議室	1室 1時間 につき	680円	
		サッカー 場	温水シャ ワー	1回に つき	100円
	野球 場	放送設備	1時間 につき	50円	
		スコアボ ード	1時間 につき	570円	
	運動 広場	放送設備	1時間 につき	50円	
		運動用具	1競技 一式 1時間 につき	100円	
	第2 運動 広場	夜間照明 施設	1時間 につき	3,630 円	
屋内 多目 的コ ート	会議室	1室 1時間 につき	120円	250円	
	放送設備	1時間 につき	50円	100円	
	運動用具	1競技 一式 1時間 につき	100円		
中山 公園	野球 場	室内練習 場	1時間 につき	720円	1,450 円
		合宿所	1人 1泊に つき	700円	
		会議室	1室	300円	590円

	一ト	会議室	1室 1時間 につき	690円	
		放送設備	1時間 につき	80円	
		夜間照明 施設	テニスコート 1面の 照明 1時間 につき	810円	
	屋外 プー ル	会議室	1室 1時間 につき	740円	
		サッカー 場	温水シャ ワー	1回に つき	110円
	野球 場	放送設備	1時間 につき	60円	
		スコアボ ード	1時間 につき	620円	
	運動 広場	放送設備	1時間 につき	60円	
		運動用具	1競技 一式 1時間 につき	110円	
	第2 運動 広場	夜間照明 施設	1時間 につき	3,950 円	
屋内 多目 的コ ート	会議室	1室 1時間 につき	130円	270円	
	放送設備	1時間 につき	60円	110円	
	運動用具	1競技 一式 1時間 につき	110円		
中山 公園	野球 場	室内練習 場	1時間 につき	780円	1,580 円
		合宿所	1人 1泊に つき	760円	
		会議室	1室	320円	640円

		1時間につき			
	浴室	1回	<u>1,750円</u>	<u>2,180円</u>	
	温水シャワー	1回	<u>1,470円</u>	<u>1,760円</u>	
	食堂	1時間につき	300円	590円	
	厨(ちゅう)房	1賄い日につき	<u>1,160円</u>	<u>2,320円</u>	
	スコアボード	1時間につき	700円	<u>1,400円</u>	
	放送設備	1時間につき	440円	880円	
	ピッチングマシン	1台	440円		
	ピッチングマシン	1時間につき			
	夜間照明施設	1時間につき	<u>24,130円</u>	<u>155,290円</u>	
	第2野球場	スコアボード	1時間につき	<u>220円</u>	440円
		放送設備	1時間につき	<u>220円</u>	440円
弓張平公園	オートキヤンプ場	温水シャワー	1回につき		<u>100円</u>
		洗濯機	1回につき		<u>100円</u>
		衣類乾燥機	1回につき		<u>100円</u>
		ガスコンロ	1回につき		<u>10円</u>
テニスコート	陸上競技場	温水シャワー	1回につき		<u>170円</u>
運動広場					
体育館	温水シャワー	1回につき		<u>100円</u>	

		1時間につき			
	浴室	1回	<u>1,900円</u>	<u>2,370円</u>	
	温水シャワー	1回	<u>1,600円</u>	<u>1,910円</u>	
	食堂	1時間につき	320円	640円	
	厨(ちゅう)房	1賄い日につき	<u>1,260円</u>	<u>2,520円</u>	
	スコアボード	1時間につき	760円	<u>1,520円</u>	
	放送設備	1時間につき	470円	950円	
	ピッチングマシン	1台	470円		
	ピッチングマシン	1時間につき			
	夜間照明施設	1時間につき	<u>26,300円</u>	<u>169,260円</u>	
	第2野球場	スコアボード	1時間につき	<u>230円</u>	470円
		放送設備	1時間につき	<u>230円</u>	470円
弓張平公園	オートキヤンプ場	温水シャワー	1回につき		<u>110円</u>
		洗濯機	1回につき		<u>110円</u>
		衣類乾燥機	1回につき		<u>110円</u>
		ガスコンロ	1回につき		<u>20円</u>
テニスコート	陸上競技場	温水シャワー	1回につき		<u>180円</u>
運動広場					
体育館	温水シャワー	1回につき		<u>110円</u>	

	会議室	1室 1時間 につき	400円
--	-----	------------------	------

備考

1～3 一略一

	会議室	1室 1時間 につき	430円
--	-----	------------------	------

備考

1～3 一略一

山形県空港管理条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>附 則</p> <p>1 及び 2 一略一</p> <p>3 前項の航空機のうち山形空港と東京国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行するものに関する別表第 1 着陸料の項の規定の適用については、平成15年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間は、前項の規定にかかわらず、同表着陸料の項第 1 号中「イ及びロの金額の合計額に」とあるのは「イ及びロの金額の合計額に10分の 1 を乗じて得た額に」と、同項第 2 号中「イ又はロの金額に」とあるのは「イ又はロの金額に10分の 1 を乗じて得た額に」とする。 （着陸料の不徴収）</p> <p>4 附則第 2 項の航空機のうち、山形空港と愛知県名古屋飛行場との間に路線を定めて一定の日時により航行するものにあつては平成26年 3 月 30 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間、山形空港と新千歳空港との間に路線を定めて一定の日時により航行するものにあつては平成29年 3 月 26 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間は、第16条の規定にかかわらず、着陸料は、徴収しない。</p>	<p>附 則</p> <p>1 及び 2 一略一</p> <p>3 前項の航空機のうち山形空港と東京国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行するものに関する別表第 1 着陸料の項の規定の適用については、平成15年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間は、前項の規定にかかわらず、同表着陸料の項第 1 号中「イ及びロの金額の合計額に」とあるのは「イ及びロの金額の合計額に10分の 1 を乗じて得た額に」と、同項第 2 号中「イ又はロの金額に」とあるのは「イ又はロの金額に10分の 1 を乗じて得た額に」とする。 （着陸料の不徴収）</p> <p>4 附則第 2 項の航空機のうち、山形空港と愛知県名古屋飛行場との間に路線を定めて一定の日時により航行するものにあつては平成26年 3 月 30 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間、山形空港と新千歳空港との間に路線を定めて一定の日時により航行するものにあつては平成29年 3 月 26 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間は、第16条の規定にかかわらず、着陸料は、徴収しない。</p>

山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案																
<p>(経営の基本)</p> <p>第2条 電気事業の用に供する発電所の種類及び規模は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水力発電所</td> <td>合計最大出力89,820キロワット</td> </tr> <tr> <td>太陽光発電所</td> <td>最大出力1,000キロワット</td> </tr> <tr> <td>風力発電所</td> <td>最大出力6,900キロワット</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～6 ー略ー</p>	種類	規模	水力発電所	合計最大出力89,820キロワット	太陽光発電所	最大出力1,000キロワット	風力発電所	最大出力6,900キロワット	<p>(経営の基本)</p> <p>第2条 電気事業の用に供する発電所の種類及び規模は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水力発電所</td> <td>合計最大出力90,020キロワット</td> </tr> <tr> <td>太陽光発電所</td> <td>最大出力1,000キロワット</td> </tr> <tr> <td>風力発電所</td> <td>最大出力6,900キロワット</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～6 ー略ー</p>	種類	規模	水力発電所	合計最大出力90,020キロワット	太陽光発電所	最大出力1,000キロワット	風力発電所	最大出力6,900キロワット
種類	規模																
水力発電所	合計最大出力89,820キロワット																
太陽光発電所	最大出力1,000キロワット																
風力発電所	最大出力6,900キロワット																
種類	規模																
水力発電所	合計最大出力90,020キロワット																
太陽光発電所	最大出力1,000キロワット																
風力発電所	最大出力6,900キロワット																